

平成二十七年四月十四日受領  
答弁第一八八号

内閣衆質一八九第一八八号

平成二十七年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員初鹿明博君提出地方議会議員選挙で候補者のビラ頒布を可能とすることに関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出地方議会議員選挙で候補者のビラ頒布を可能とすることに関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、選挙運動の在り方の問題であり、また、地方公共団体の長の選挙において選挙運動のために使用するビラを頒布できることとした平成十九年の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部改正は、議員提案によりなされたところでもあり、各党各会派において、十分に議論していただきたいと考えている。